

# 平成29年度さいたま市立大谷口中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成27年1月改定

平成28年3月改定

平成29年9月改定

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって大谷口中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し本校の全生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「さいたま市立大谷口中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員ですべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。また、重大な事態には、警察等関係機関と連携する。

- ①学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ②学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- ③いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- ④学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

### Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### Ⅳ 組織

#### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：いじめの防止等に関する措置を実効的に行うとともに、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（2） 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、

さわやか相談員、学校評議員

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

（3） 開催

ア 定例会 1学期と3学期にそれぞれ1回開催

イ 校内委員会 生徒指導委員会及び教育相談委員会と兼ねて開催

ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを校長が招集して開催

#### (4) 内 容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

##### 【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

##### 【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

##### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

## 2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目 的 いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取り組みを推進する。
- (2) 構成員 中央委員会（生徒会本部8名・各委員長7名・各クラス学級委員）  
部活動の部長
- (3) 開 催 前期・後期 各1回（定期） 臨時（必要に応じて）

- (4) 内 容    ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行い、スローガンの決定をする。  
                  イ 話し合いの結果を学校に提言する。  
                  ウ 人権講演会で、学校全体にいじめ防止の取り組みを呼びかける。  
                  エ いじめ未然防止に向け、生徒の主体的な取り組みを推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、学級委員が集まり話し合いを行う。  
                  オ 小中一貫教育を踏まえ、三校の小学校の児童会を招き、いじめ防止の共通認識を図る。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ・ 体育祭、合唱祭、部活動での異学年交流の充実
  - ・ 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
  - ・ 生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの充実
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道徳「特別の教科」を通して

- 心と体の調和のとれた人間の育成を目指すとともにいじめの根絶を図るため、「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。また「人権教育プログラム」「心のノート」等の資料を活用して道徳教育の充実を図る。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」等を活用して、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)にソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育てていく。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 人とつながる喜びを味わう体験活動を通して

- 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感でき、相互交流の工夫を行うなど、日常生活の中で、「人間関係プログラム」の授業で学んだことを想起、活用しながらコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間や特別活動の時間における体験活動の推進を行う。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：1年生 4～5月      2年生： 4～5月      3年生： 4～5月

### 5 メディアリテラシー教育を通して

#### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施 全校生徒 1学期

## 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○生徒が、赤ちゃんや幼児に絵本の読み聞かせをしたり、一緒に遊んだりするなどの触れ合う体験や、親が愛情をもって子どもに接する姿を見たりする体験によって、生命の大切さや親子のかかわりの大切さなどを感じとることを通し、これまでの成長を振り返り、家族や地域の人々への感謝の気持ちや自分の生命だけではなく、友達や幼児を大切にすることを育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 10月～

## 7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## 8 あいさつ運動の取り組みを通して

○あいさつ運動の取り組みを強化し、毎週月曜日、各学年2名の教員と保護者が登校時の生徒にあいさつを行う。また、生徒会を中心に小学校と合同であいさつ運動を行う。

# VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

## 1 日頃の児童生徒の観察

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

- (1) 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底する。
- (2) 生徒が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。
- (3) 休み時間や放課後などを利用し、生徒から情報を収集する。
- (4) スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。
- (5) 上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。

## 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施は4月・9月・1月（年3回）。
- (2) アンケートの結果は、生徒指導委員会と教育相談部会を通して学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用については、アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。その内容を記録・保存し、学校長とスクールカウンセラーに報告する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 定例の生徒指導委員会と教育相談部会で常にいじめについての状況を報告しあい、学校長の判断のもと、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 学級担任による保護者と生徒の相談 年2回（6月、11月）。
- (2) 保護者が相談をしやすいよう、さわやか相談室・スクールカウンセラーの存在を広報し、相談しやすい体制づくりに努める。

### 5 「あなたに関するアンケート」（保護者も含む）学校独自のアンケートの実施

- (1) アンケートの実施は、4月・9月・1月（年3回実施）。
- (2) アンケート結果の活用は、アンケートを行った翌週を教育相談週間とし、二者面談を行い生徒指導委員会と教育相談部会に情報を挙げ、ケースによってはさわやか相談室・スクールカウンセラーにつなげる。

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員と連携して、夏休みの会合の時に地域での情報を確認する。
- (2) 学校評議員からは、6月と2月に評議会を行い学校の実態と地域での状況を話し合う。
- (3) 夏休みと冬休みの地域巡回を通して、教員と地域住民（青少年育成会等）が巡回活動を行いながら情報を交換する。

## Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該のいじめに係る情報を報告し、「生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○ 校長は、

情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

- 教頭は、
  - 校長を補佐する。
  - 対外的な事には窓口になり情報の集約と報告および助言を行う。
- 教務主任は、
  - 校長、教頭の命を受け、いじめ問題の取り組みに関する事項について教員間の連絡・調整および指導・助言に当たる。
- 担任は、
  - 事実確認のため、情報収集を行う。
  - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、
  - 情報を共有し、必要に応じて巡回活動を行う。
  - 事実確認のため、情報収集を行う。
  - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、
  - 担当する学年の生徒の情報収集を行う。
  - 担当する学年の情報共有を行う。
  - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、
  - 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
  - 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
  - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、
  - 心のケア等が図られるよう教育相談体制を整え、有機的、機能的に教育相談活動ができるようにする。
- 特別支援教育コーディネーターは、
  - 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、
  - いじめを受けた生徒の心身の健康問題の早期対応を行う。
- 部活動の顧問は、
  - 生徒の人間関係を把握するとともに、育む指導を行う。
  - 生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整える。
- さわやか相談員は、
  - 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- スクールカウンセラーは、  
専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、  
家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、  
いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

### （1）重大事態について

「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合            等

### （2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する

### （3）生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- ・ いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う
- ・ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止等に関する教職員の資質の向上を図るため、いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。

### 1 職員会議

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ア いじめを許さない学級づくり・学校づくり
- イ 教職員の人権意識・相談力の向上
- ウ 豊かな人間関係の育成
- エ 組織的な指導体制の確立
- オ 保護者・地域・関係機関等との連携

以上の考え方を再確認し、教職員間の意識統一を図る。

#### (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

- ア 学期に1回実施
- イ 実施した翌週を教育相談週間として2者面談を行う。
- ウ 面談内容によっては、教育相談部会に報告する。

以上の確認を行う。

## 2 校内研修

### (1) 「わかる授業を進めること」

#### ○授業規律

- ア 生徒が安心して学ぶ環境を確保し、学習活動を支障なく進めるための研修。
- イ 教師が生活習慣・学習習慣と、自己肯定感や学力とは密接な相関関係があり、授業規律はそれらを高めるためにも不可欠であるということを確認できる研修。

### (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

#### ○生徒理解

教師が生徒理解を進めるとき、生徒一人ひとりに焦点を当て、個別的理解を深めていくことが必要である。そのために次の3つ事について研修を行う。

- ア 多面的な理解：生徒の欲求や興味・関心・他者とかかわる態度などを知る。
- イ 客観的な理解：心理検査や標準化されたテスト、アンケート調査等を利用する。
- ウ 共感的な理解：傾聴・受容・共感が大切であるとした、生徒観に立つ。

### (3) 情報モラル研修

まず教職員自身が、情報に対する判断力や処理能力・情報管理能力を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、生徒が安全な環境で、主体的に情報に接する姿勢を育成する指導が行えるようにする。

### (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

- ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
- イ 回数 学期に1回（年に3回）
- ウ 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取り組みを実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して、「計画」「実行」「確認」「行動」が行われているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期：各学期とする。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (1) 「取り組み評価アンケート」の実施時期：6月・10月・1月とする。
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月・2月とする。
  - (3) いじめ問題に関する校内研修の開催時期：4月 学校いじめ防止基本方針に係る研修  
8月 生徒指導に係る研修  
特別支援教育に係る研修
  - (4) 民生委員・主任児童委員との情報連絡会：7月とする。